

## 療養費（一般診療）の申請方法

やむを得ず保険証を提示できずに診療を受け、医療費等の全額を自己負担した場合は、申請することで保険者が負担する額（9割、8割、7割）が払い戻されます。

同封の申請用紙にご記入いただき、以下の書類と合わせてご提出ください。

口座へのお振込みは、ご申請から3～4か月後となります。

お振込みする際に決定通知をお送りいたします。

### 【申請に必要なもの】

- ① 後期高齢者医療被保険者証のコピー
- ② 診療報酬明細書（レセプト） ※“診療明細書”ではありません
- ③ 領収書の原本
- ④ 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類のコピー  
（※個人番号が確認できる書類がない場合は、提出不要です。）

※診療報酬明細書（レセプト）がない場合は、受診した医療機関に発行を依頼してください。（薬局の場合は、調剤報酬明細書となります。）

※申請受付後に領収書の写しをお返しします。原本の返却を希望する方は、メモや付箋などに「領収書の返却希望」と記入のうえ、申請書に同封してください。

※被保険者本人以外の口座に振り込む場合は、委任状の提出が必要です。

委任状の様式がありますので、お問い合わせください。

北区王子本町1-15-22  
第一庁舎2階21番  
北区 国保年金課 高齢医療係  
03-3908-9069（直通）